

美波町 支援制度一覧 令和5年度 ver.

子育てに関すること

① 出生祝金

第1子：3万円、第2子：5万円、第3子：8万円、第4子以降：10万円

② 児童手当

0歳から中学校修了前（15歳の誕生日後の最初の3月31日）までの児童を養育している方に、年齢に応じ支給。※所得制限あり。

③ 子どもはぐくみ医療費助成

誕生から18歳に達した日以後最初の3月31日までの方を対象に、入院・通院に係る保険診療の自己負担分を助成。

④ 未熟児養育医療費助成

出生体重が2000g以下で生活力が特に薄弱な未熟児が、指定の医療機関で入院・治療を受ける場合に、医療費を助成。
※収入に応じて自己負担あり

⑤ みなみファミリー・サポート・センター

「子育ての応援を受けたい」「少し子育ての応援ができる」という人が会員となり地域において育児の相互援助活動を行う会員組織。
双方による事前打ち合わせを経て、合意の上でサポート活動（有料）を実施。
※会員登録（入会無料）が必要。

⑥ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点「ももほっぺ」は子育て中の親子と一緒に遊べる施設。利用料無料。
子育て相談・講座などを随時開催。

⑦ 子育て短期支援事業

保護者の病気やその他の理由で、家庭で子どもを養育することが難しくなった時に、児童養護施設等で一時的にお預かりして養育。利用日数に応じて事業種別あり。

- ・ショートステイ：保護者の疾病・出産・看護・事故・災害などで養育が困難な場合。原則7日以内。
- ・トワイライトステイ：仕事などで帰宅が夜間になる場合。宿泊含む。
- ・休日預かり：休日において養育が困難になった場合。

※利用料は、利用者の課税状況により自己負担あり。

⑧ チャイルドシート購入補助

補助対象：町内に住所を有する満6歳未満の子どもがいる保護者
補助金額：購入金額の2分の1。上限1万円（子ども1人につき1回）

⑨ 病後児保育

病気回復期にあるお子さんを、仕事などの都合により家庭で保育できない時、保護者にかわり、専用のお部屋にて一時的に保育を行う。

利用予定日の2日前午後3時まで予約が必要。利用期間は最長連続3日。定員制限あり。
※収入に応じて自己負担あり。